

とくとくリフォームローン

増改築や耐震・太陽光発電装置の設置工事・オール電化工事など、
お住まいのあらゆる資金ニーズにご利用できます！

金利(固定金利型)

年 **2.30%**

※上記金利以外に別途保証料(年0.60%)が必要です。
※金利は毎月見直します。また金利情勢により月中に変更させていただく場合もございます。
※上記の固定金利型のほか、変動金利型もご用意しております。金利についてはJA窓口へお尋ねください。

お借り入れ金額

最高 1,500 万円

ご返済期間

最長 20 年

さらにエコと安心なら

金利引下げ項目(一部抜粋)

- 耐震リフォーム
- バリアフリーリフォーム
- エコリフォーム(オール電化工事、太陽光発電装置など)
- JA住宅ローンご利用中の方のリフォーム

上記の金利から

▲0.20%

上記以外にも金利引下げ項目をご用意しております。詳しくはJAのローン相談窓口までお問い合わせください。

リフォームするならJAの「とくとくリフォームローン」！
JAバンクは皆さまのエコライフを応援します！



住宅の『新築・購入』『大規模リフォーム』
『借換』『リフォーム費用を含めた借換』なら!!

JA住宅ローンとくとくプラン

※JA住宅ローンとくとくプランの商品内容について詳しくはJAのローン相談窓口まで
お問い合わせください。(JAバンクえひめホームページでもご確認いただけます。)



JAはどなたでもご利用できます。お気軽にご相談ください。

お問合せはお近くのJA窓口またはJAうまローンセンターへ

JAうまローンセンター

四国中央市中曾根町 1596-2
(JAうま中曾根支店横)
TEL 0896-24-2327



お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修 および住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金 例:耐震改修工事、造園、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備 等 ●空き家解体のための費用(当JAが所在を確認できる範囲内) ●他金融機関または信販会社から借入中のリフォームローン借換資金 ※有担保ローンの借換は対象外です。 																				
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●JAうまの地区内に居住、または県内に居住しJAうまの地区内にお勤めの方で、JAうまの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時満18歳以上66歳未満で最終償還時満80歳未満の方 ●前年税込年収が150万円以上ある方(※自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年税引前所得」とします) ●勤続年数が1年以上または営業年数が3年以上の方 ●借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済(保険)に原則加入できる方 ●愛媛県農業信用基金協会の保証が受けられる方 ●その他JAが定める条件を満たしている方 																				
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上1,500万円以内(1万円単位) ※ただし、所要金額の範囲内とします。※空き家解体費用は総借入金額のうち500万円以内となります。 																				
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ●1年以上20年以内(1カ月単位)※空き家解体のためのお借入は10年以内となります。 																				
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかよりご選択いただけます。 ・固定金利型/当初のお借入利率を返済時まで適用いたします。 ・変動金利型/お借入後の利率は、基準日(4月1日、10月1日)の基準金利(当JAで定めるパーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ※変動金利型の金利については、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。 																				
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済 ※毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法 ●毎月返済方式またはボーナス併用方式のいずれかを選択することができます。 ボーナス併用方式の場合、ボーナス返済分はお借入額の50%以内までとします。 																				
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 																				
保証	<ul style="list-style-type: none"> ●愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ※土地・建物の名義が家族名義の場合はその所有者を連帯債務者または連帯保証人として徴する場合があります。 																				
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払い/ご融資時に一括して保証料(保証料率:年0.6%)をお支払いいただけます。 ②分割後払い/約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料(保証料率:年0.6%)をお支払いいただけます。 																				
団体信用生命共済	<ul style="list-style-type: none"> ●借入期間が10年を超える場合は、当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。また、借入期間が10年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済(保険)名</th> <th>加算利率</th> <th>団体信用生命共済(保険)名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>なし</td> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.25%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.25%</td> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.05%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> <td>がん保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.15%</td> <td>団体信用生命共済(ワイド)</td> <td>年0.25%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.25%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.25%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.05%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	がん保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.20%	団体信用生命共済(連生)	年0.15%	団体信用生命共済(ワイド)	年0.25%
団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(保険)名	加算利率																		
団体信用生命共済(特約なし)	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.25%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.25%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.05%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	がん保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.20%																		
団体信用生命共済(連生)	年0.15%	団体信用生命共済(ワイド)	年0.25%																		
9大疾病補償保険	<ul style="list-style-type: none"> ●ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて、「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 加算利率:年0.30% 																				
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 																				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JAうま本支店または金融部(電話:0896-24-3737)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAうま金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) 																				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。 審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算、その他ローンの詳しい内容については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 																				

